

小山工業高等専門学校教務委員会規程

制 定 昭和 42 年 4 月 1 日

最終改正 令和 4 年 7 月 19 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、小山工業高等専門学校運営組織規則第 14 条の規定に基づき、小山工業高等専門学校教務委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員会に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 教務主事
- 二 教務主事補
- 三 各学科及び一般科から各 1 名
- 四 学生課長
- 五 その他校長が必要と認めた者

2 委員会に委員長を置き、教務主事をもって充てる。

(審議事項)

第 3 条 委員会は、校長の諮問に応じ次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 教育課程の編成及び改廃に関する事。
- 二 授業時間割の編成に関する事。
- 三 学校の行事に関する事。
- 四 学生の試験に関する事。
- 五 教育改善に関する事。
- 六 その他教務に関する事。

(会議)

第 4 条 委員会は、教務主事が招集し、その議長となる。

第 5 条 委員会は、必要に応じ委員以外の者を出席させることができる。

(学科間連携教育専門部会)

第 6 条 委員会に一般科と専門学科間の連携教育を効果的に実施するため、及び専門学科間の連携教育を実施するために、学科間連携教育専門部会を置く。

2 学科間連携教育専門部会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 教務主事又は教務主事補から 1 名
- 二 各学科及び一般科から各 1 名
- 三 その他校長が必要と認めた者

3 前項の構成員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

4 欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 学科間連携教育専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。

(事務)

第 7 条 委員会及び専門部会に関する事務は、学生課教務係において処理する。

附 則

この規程は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 小山工業高等専門学校ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会規程（平成 13 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 小山工業高等専門学校 e-learning 運営委員会規程（平成 18 年 6 月 14 日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 7 月 19 日から施行する。